

平成24年7月27日  
平成27年3月26日改訂  
三重県工業研究所

## 三重県工業研究所における研究行動規範

科学技術は、社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学技術に関する調査研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。

研究者は、専門家として社会からの負託に応える重大な責務を有する。特に、科学技術の進歩と研究成果が、広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は研究者の倫理的な判断と行動に依存しているとも言える。したがって、研究者が社会に対する説明責任を果たし、科学技術と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。

これらの基本的認識の下に、三重県工業研究所は、工業技術の高度化に資する研究を推進し、県内企業の技術課題解決を支援する。三重県工業研究所が社会から信頼を得るため、ここに研究行動規範を定める。

### (研究者の責務)

- 1 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類、特に県民の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

### (研究者の姿勢)

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

### (社会の中の研究者)

- 3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

### (社会的期待に応える研究)

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

### (説明と公開)

- 5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

### (科学研究の利用の両義性)

- 6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用され

る可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

- 7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 9 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 10 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、学会等、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(法令の遵守)

- 11 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

なお、この行動規範の作成にあたっては、日本学術会議による「科学者の行動規範－改訂版－」を参考に行っている。

(以上)